

❄ 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
規 則		
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	33
北 海 道		
北海道選挙管理委員会		
北海道人事委員会		
北海道監査委員		
北海道議会		
北海道企業局		
○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(職員厚生課)	33
告 示		
○猟区の認可の一部改正……………	(自然環境課)	34
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	34
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	34
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	34
道人事委員会規則		
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………		34
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………		35
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		35

規	則
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月24日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第134号	
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（平成13年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。	

附則第２項中「又は平成13年改正条例」を「、平成13年改正条例」に、「における」を「又は北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第100号）附則第２項の規定の適用がある場合における」に、「附則第27項」を「附則第23項」に、「又は同条例」を「、同条例」に、「場合には」を「場合又は北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第100号）附則第２項の規定の適用がある場合には」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

訓令第2号

庁 中 一 般
部

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月24日

北 海 道 知 事	高 橋 はるみ
北海道選挙管理委員会委員長	土 屋 良 三
北海道人事委員会委員長	泉 川 睦 雄
北海道代表監査委員	徳 永 光 孝
北海道議会議長	神 戸 典 臣
北海道公営企業管理者	小笠原 紘 一

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

育てよう 一人一人の人權意識
 ↳身近なことから人權を考えてみませんか

第2条第4号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。 第38条第1項中「80時間を2か月連続して」を「45時間を」に改める。 附 則 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。		3 道路の区域	
告 示		区 間	変更前後の別
		帯広市南町南9線31番122地先から 帯広市南町南6線26番15地先まで	前
		帯広市南町南9線31番122地先から 帯広市南町南7線29番2地先まで	前
		帯広市南町南9線31番122地先から 帯広市南町南6線26番15地先まで	後
		敷地の幅員	延 長
		20.00mから 25.00mまで	1,771.00m
		20.00mから 49.00mまで	1,355.20m
		20.00mから 49.00mまで	1,982.39m
		国道等との重複区間	
		道道幕別帯広芽室線 重複L=535.58m	
北海道告示第1003号 平成16年北海道告示第755号（猟区の認可）の一部を次のように改正する。 平成16年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 4の事項中「西興部村猟区管理協会 会長 大沢安広」を「特定非営利活動法人西興部村 猟区管理協会」に改める。		北海道告示第1006号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規 定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に 供する。 平成16年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 広尾二見町その2地区急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標 柱16号とを結んだ線によって囲まれた区域	
北海道告示第1004号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示 の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ		郡 市	大字
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	字	地 番
道道 八雲北松山線	瀬棚郡北檜山町字富里130番1地先から 瀬棚郡北檜山町字富里69番地先まで	会所前2丁目	85－1
道道 江差木古内線	檜山郡上ノ国町字桂岡224番地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで	会所通	12－7
		同	22－1
		同	22－1地先道路敷
		同	27－1
		同	27－1地先道路敷
		同	50、82
		同	27－1地先国有地
		同	27－6
		同	15－2
			1、16
			2
			3、14
			4
			5、6
			7、8、10
			9
			11、12
			13
			15
北海道告示第1005号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変 更し、同条第2項の規定により平成16年12月24日午後1時に道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示 の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日 北海道知事 高 橋 はるみ		道 人 事 委 員 会 規 則	
1 道路の種類 道道 2 路 線 名 八千代帯広線		北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月24日	

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則13-54

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第14号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月24日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則13-55

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第14号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第181号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年12月24日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク機器、サーバ及び端末装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成16年11月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額
7,339,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年10月15日付け北海道警察本部告示第145号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

